

憲法改正の法理と手続

本書は、これまでに、日本国憲法の改正に関する法理と手続について、これほどまとまつた解説書がなかつだけに、貴重な労作といえ、その点で、法学者、立法者、行政者にとって、まさに必携の書

瀬戸山三男著

改憲論語

新・日本国憲法制定論

四六判 一二五二頁 定価一、五〇〇円 日本工業新聞社刊

A五判 上製箱入 一一八〇頁 定価三、〇〇〇円(特価一、七〇〇円)

現憲法はどこに欠陥があるのか／元文相・前自民党憲法調査会長が書き下した憂国の新・憲法制定論

自主憲法期成議員同盟・自主憲法制定国民会議編・発行

現憲法のどこを、どう改めるか

●第一次憲法改正草案とその解説

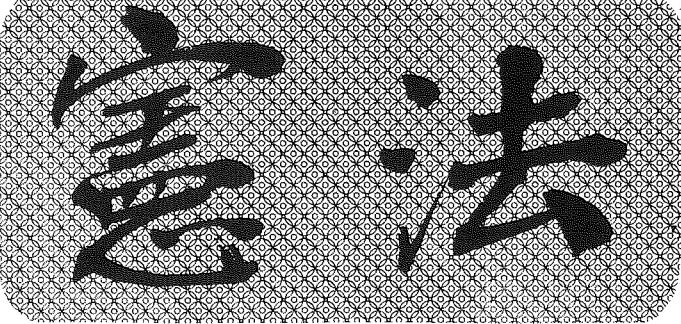
新書判 七六頁 定価五三〇円



現憲法には、施行当初からの不備があり、また社会情勢の進展に伴つてその条文と現実とのギャップがますます広がつてきています。改正点は無数にあります。改正点は無数にありますが、その中から弊害の著しいもの、学問的に妥当でないものを中心に、二十五項目の改正点を洗い出し、分かりやすい解説も付してあります。現憲法のどこにいかなる問題点があるかを知る必携の書

いずれも御注文は 自主憲法制定国民会議

振替東京 6-22879



・自主憲 第702号

第15回
自主憲法制定国民大会
報告号



●改憲は戦後の総決算！

第15回
自主憲法制定国民大会報告号

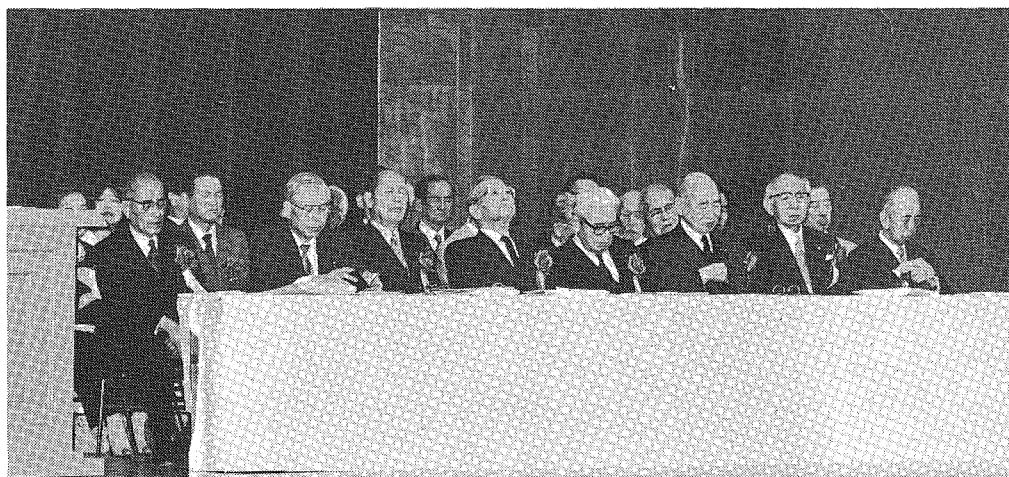
自主憲法制定国民会議・自主憲法期成議員同盟

■題字は岸信介元総理



▲熱弁をふるう岸信介会長

▼満員の会場。左右の袖には立っている参会者も多い



▲壇上向かって左、発表者と主催者側



▲壇上向かって右、各界からの来賓

司会 関口 孝

一、国歌斉唱（一回）

二、開会の辞

国民文化研究会理事長 小田村寅二郎……①
元亜細亜大学教授

三、会長挨拶

自主憲法制定国民会議会長 岸 信介……②
自主憲法期成議員同盟

四、運動方針

自主憲法期成議員同盟事務局長 清原 淳平……⑥
自主憲法期成議員同盟

五、推進の言葉

衆議院議員、元総務副長官 村田敬次郎……⑧
自由民主党国民党運動本部長

議員同盟代表

衆議院議員、元消防大学校長 森 清……⑩
世界経済調査会理事長

経済人代表

木内 信胤……⑫
日本婦人連合会会長

文化人代表

黛 敏郎……⑭
作家 曲家

婦人代表

荒川 綾……⑯
日本婦人連合会会長

青年代表

坂尾 光康……⑯
国際勝共連合

六、大会決議

伊藤 好子……⑰
佛所護念会

七、記念講演

稻葉 修……⑯
衆議院議員、自民党憲法調査会会长

八、閉会の辞

廣瀬 荣一……⑯
日本郷友連盟会長

九、万歳三唱

高澤信一郎……⑯
明治神宮宮司

悲願達成に向けて いつそうの努力を！

●開会の辞

国民文化研究会理事長
元亜細亜大学教授

小田村寅二郎

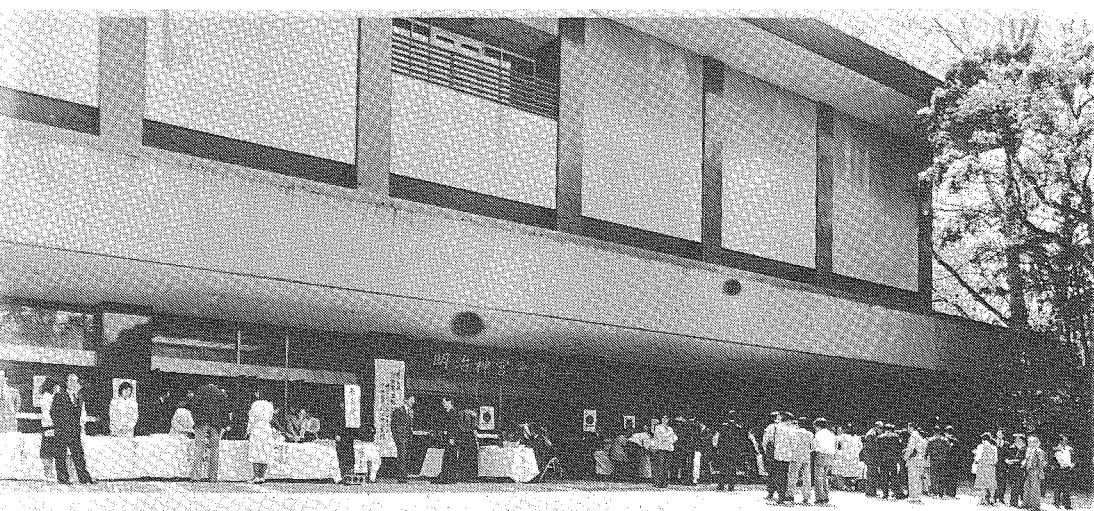


ここに第十五回自主憲法制定国民大会を催しましたところ、諸事ご多用中にもかかわらず、かくも多数のご来会を賜りましたことを、心から厚くお礼申し上げます。

さて、皆さまにお送りいたしましたご案内状のなかで、岸信介会長は、「この自主憲法制定運動だけは、党派、派閥の次元を越えて、日本人がやらなければならない国家的、民族的事業である。断固やり抜く覚悟である」と述べておられました。（拍手）皆さまと共に、われわれの目指すところも、その一語につきまとめて存じます。

では、本会の目的を達成するためにはどうしたらいいかと申しますに、大きく分けて二つの事が必要と考えます。

一つは、新しく作る自主憲法の内容を用意することで、これにつきましては、すでにその取りまとめがなされつゝあり、ご同慶の至りにたえません。



▲続々とつめかける熱心な参会者

もう一つは、いわゆる護憲派に対する積極的な切り崩し運動の展開であります。護憲派の自家どう着、矛盾をつき、実態を切り崩していくことが必要だと思います。（拍手）

そして一方においては、取りまとめた改憲の内容をできるだけ分かりやすく国民の皆さまに提示して、そのコンセプトを得るように努力する。この二つが相まって、はじめて自主憲法制定への機運が、力強く盛り上がりしていくのではないでしょうか。（拍手）

明年は今上陛下御在位六十年という、記念すべき年であります。それについても現憲法の天皇の章だけでもなんとか改めたいと思います。天皇は、古代からの歴史伝統に基づき、單なる象徴などではなく、せめて国の代表者であることを、はっきりさせたいと思います。皆さま、持てる力を結集し、悲願を達成しようではありませんか。（拍手）

●会長挨拶



憲法改正は 戦後の総決算である

自主憲法制定国民会議会長
自主憲法期成議員同盟会長

岸 信 介

● 民主主義政治の下にタブーはない

本年もこの五月三日を期して、自主憲法制定国民大会を開くことが出来ましたが、かくも多数の皆さまが御参会くださいましたことは、本当に感激に堪えないところであります。自主憲法制定についての、皆さまのご熱意に対し、会長として心から感謝を申し上げます。（拍手）

この大会も回を重ね、すでに十五回になるのであります。私自身も元気でおりますものの、一年一年、年をとつて参ります。したがつて、目の黒いうちに、何とか自主憲法が制定され、その憲法を自分のからだでしっかりと感じたいという気持ちが、日を追うごとに強くなってきております。（拍手）

自主憲法制定の運動を始めましてから、この十五年の間に、政治家のみならず一般国民もこの問題に理解を持たれ、これを実現しようといふ熱意が各方面から盛り上がって来ている事を、非常に力強く考えております。しかし、何といっても、自主憲法を制定する原動力になるのは内閣総理大臣であり、また、日本の政権を担当している自由民主党の責任であると思うのであります。（拍手）

一国の最も重要な憲法を制定するという問題は、国政のうちにおきましても、最も重要な問題でありますから、歴代の内閣総理大臣はこの問題に関してはつきりした考え方を持ち、そして政治的にこれを推進する責任のあることを自覚して、あらゆる面において自主憲法制定の問題に取り組んでいかなければならんと思うのであります。（拍手）

戦後における自主憲法制定運動の歴史を振り返ってみると、最も熱心な考えを持つておられたのは鳩山内閣であり、次いで、かく申す岸内閣が同じような考え方から憲法調査会を設けました。この憲法調査会は基本的・根本的な研究・調査を行つて、自主憲法制定の基礎にしようという考え方で、努力をして参つたのであります。ところが、不幸にして、その後の歴代内閣は憲法問題に取り組む事を避け、国会においても論議をしないようにし、自分の内閣では憲法改正をしないと明言した内閣も、ずっと相続いたのであります。（憤懣のよめきのなか、「そうだ！」という激しいかけ声が相次ぐ）

中曾根内閣になつてから、初めて中曾根総理はこの憲法問題に対し、従来のように論議することを忌避していた内閣の態度を改めて、「民主主義の政治の下においてはタブーはない、憲法改正論議もまた大いにやるべき」という、積極的な姿勢をとり、自由民主党もまた、その大会において、決議、宣言、運動方針に、党の基本政策である自主憲法制定の問題をはつきり取り上げて、党の態度を明らかにしたの

であります。（拍手）

こういう事が、自主憲法制定運動に非常な効果をもたらしておりますが、われわれといたしましても、政府及び政府を支持している政党の、積極的な表明に接して、当然の事ではあるが、初めて自主憲法制定のための本当の第一歩を踏み出したのだなど理解いたし、さらにこの運動が積極化していくことを願しているわけであります。（拍手）

● 改憲こそ戦後の総決算

中曾根君もいろいろ重要な問題をかかえておるので、自分の内閣の政治日程には、まだ憲法改正を取り上げる事をしないと言つております。しかし、私はやはり、中曾根内閣として、本当に自主憲法制定に對して熱意を持ち、日本のために、真にこれをやらなければならない。憲法改正とは、戦後の占領政策から生じたところの、いろいろの問題の総決算をする大問題なのであります。（大拍手）申すまでもなく、十七年後には二十一世紀を迎えるとしているのであります。この二十一世紀における日本民族の世界的な使命を考える時に、われわれが本当に、われわれの手で自主憲法を制定して、日本民族の世界平和への貢献の基礎を明確にしなければなりません。そうした意味においても、中曾根内閣はやはり政治日程の上に取り上げて、自主憲法制定の具体的な運動を進めていてもらいたい。政府としても、これに對して責任のある態度を明確にする必要があると思うのであります。（拍手）

一般的の国民運動の高まりももとよりであります。最近はまた、いろいろな学者のグループの人々が憲法改正問題に對して、非常に熱心に研究・努力をされております。もちろん改憲については、われわ

● この体で新しい憲法を感じたい

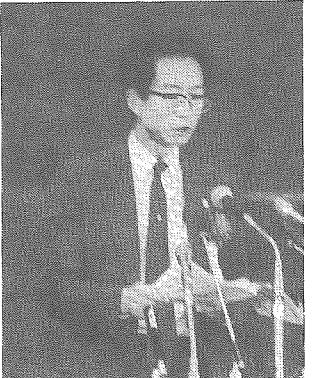
これは新しい憲法の草案を持たなければならないし、さまざまなものにおいて、具体的にこの運動を進めることを考えております。その意味から申しましても、学者・文化人のかたがたや、あるいは国民運動の各方面において、こうした具体的な運動が進められているのは、非常に心強く、頼もしい事であります。

こうした高まりを目のあたりにいたしますにつけても、政府及び政権を担当している自由民主党が責任を持つてこの問題に取り組み、一日も早く政治日程に乗せて、具体的に各方面で国民運動を推進しているかたがたと連絡をとりながら、自主憲法制定の問題を進めていくてもらいたいと、ねがわざにはいられません。（拍手）

先ほども申しましたように、やっぱり年をとりますと、だんだん気が短くなります。この日で新しい憲法を見、この体で自主憲法を感じたい（大拍手）、これが私どもの念願でありまして、くどいようであります。そういう意味から申しましても、政府も与党も、さらについそう、この問題に對して熱意ある態度を明確にしてもらいたいと考えております。

また、それを実現させるように、私どもはあらゆる面から努力をして参りたいと考えておりますので、国民の皆さんも、どうかわれわれのこの考え方をご支援いただき、ご鞭撻をしていただきたいと、かように存する次第であります。

本日は、かくも多数のかたがたが、熱心にご参會下さいました事を、会長として心から厚くお礼申し上げます。ありがとうございました。（拍手）



改憲案の具体的提示と 啓蒙・普及こそ急務

自主憲法制定国民会議事務局長
自主憲法期成議員同盟

清 原 淳 平

この一年間の経過を振り返り、そして今年度の運動方針に入りたいと思います。経過報告につきましては、お配りしました資料袋のなかの「憲法」新聞・大会直前号の第一面に活動経過と情勢分析が書いてございます。また「新聞掲載記事と論拠資料」を左に開きますと、当団体の二年間の活動ぶりを報道した新聞記事が、原寸大で掲載しております。

さらに右側から開いていただきますと、改憲のための論拠資料というのが、いくつか載っております。これは、世の中が次第に忙しくなって、部厚い資料はとても読む時間がないという実情にあわせ、自主憲では四、五年前から、半紙一枚程度に改憲のための論拠資料を分かりやすくまとめ、作製・配布しておりますが、ここにはそのなかから重要なと思われるものを選びました。例えば、昨年夏、憲法学者の協力を得て中曾根総理に提出した「靖国神社公式参拝

合憲の法的論拠」ならびに「沿革的論拠」は、各新聞も大きく取り上げまして、政府与党や世間に大きな影響を与えたわけですが、これにつきましては、二十六頁～三十三頁に収録してございます。

こうした論拠資料につきましては、二百名の会員を擁します。

憲法学会の諸先生に、日頃から格別のご協力をいただいております。本日は学界の先生がたも多数お見えでいらっしゃいますので、感謝の拍手をしていただけたらと存じます。（盛大な拍手起立）

第二番目のご報告は、民間運動の盛り上がりについてであります。昨年は五月三日のこの国民大会の外に、十一月三日にも大阪市中央公会堂において、千五百名を越す大きな国民大会を開く事が出来ました。これは年二回、大きな大会が出来たというだけでなく、この大阪大会には大阪府

選出自民党国會議員全員が相乗りをし、かつ自民党大阪府連が後援したという点で、大きな前進であったと思います。そして、昨年度のもう一つの大きなご報告は、今年の一月二十六日の自民党大会に当たって、自主憲法期成議員同盟としては昨年と同様、自主憲法制定に関する文言が掲げられるものと信じていたところ、今年はその文言を大会決議宣言から外すことになってしまった。

つまり、昨年末の総選挙に敗れたことから、自民党執行部において、そのようにきめたというのであります。その時、議員同盟ではちょうど役員会を開いておりましたが、岸会長はその場で党首脳に電話をかけられ、「総選挙で敗けたのは、改憲運動のためではない。自主憲法制定という国家民族の基本的課題は、選挙で多少敗れたからといって、動搖すべきではない。一度掲げた上は、断固堅持すべきである」と、きびしく申されたのであります。（拍手）

また、議員同盟副会長、そして自民党前国会議員会長の増田甲子七先生も直接党三役に会われ、岸会長、議員同盟の意向を強く申し入れて下さったわけであります。（拍手）こうした岸会長をはじめとする議員同盟の活躍で、自民党に関する文言が大会決議宣言に盛られた以上、自民党は岸会長の言われた通り、信念を持って改憲運動に取り組んでいただきたいと要望いたします。（拍手）

さて、今年度の運動方針の方向づけといたしましては、特に改憲がなぜ必要か、改めるとすれば、どこをどのよう改めるかといった理由づけについての啓蒙、普及にあると考えております。と申しますのも、護憲派には確たる理論がなく、単に「平和憲法だから守れ」といった、抽象的な言葉を唱えているにすぎません。国民は、すでにそうした抽象論にはあき足らなくなっています。したがって、国民の要望に応える意味においても、改憲についての具体的な提示を行なう時期でありまして、われわれ改憲派は護憲派の何層倍も勉強しなければなりません。

そのため、これからも「論拠資料」を次々にまとめて、憲法学者や文化人のご協力の下に、さらに充実した改憲草案を作っていく。それを国民の皆さんに広く知っていただきために、全国的な組織を作りたい、あるいは既存の加盟団体の組織の力を借りしたい、かように考えております。本年も、すでに三月十七日に、自主憲法制定愛知県民会議では、県下四百名の幹部を集め、東京から講師を招いて幹部研修会を開きました。今日お集まりいただいた皆さま方も、岸会長はじめ各界代表の諸先生の話に耳を傾けられ、明日からさっそく皆さまのお一人お一人が、各地域・職場において憲法改正の必要性を訴えられ、勉強会などを催して下さるよう、そしてこの国家的・民族的課題の実現に、ぜひお力を貸し下さるようお願い申し上げます。（拍手）



国土と 国民生活に根ざした憲法を！

衆議院議員、元総理府総務副長官
自由民主党代表 国民運動本部長

自由民主党代表 村田敬次郎

自主憲法制定推進のための国民大会という、この記念すべき日に、自由民主党を代表してご挨拶させていただく事となりました。大変光榮でございます。

さきほど、岸会長が挨拶されましたなかに、「改憲は戦後の総決算である」というお言葉がありました。また、鳩山内閣、岸内閣では、自主憲法制定について、非常に熱心に論議され、行動もしたけれども、その後は残念ながら下火になってしまった。しかし、中曾根内閣になりましてからは、自主憲法制定についての積極的な発言をしていくわけになります。私も出席いたしました予算委員会の席上で、中曾根総理は「私個人は改憲論者だ。憲法論議はタブー視せず、よりよきものに前進させるため、改憲論、護憲論とともに、堂々と自由闊達に論議すべきである。自由な風潮が國民にみなぎらないと前進しない」と、その所信を表明さ

れました。したがいまして、こうした方針のもとに自主憲法の論議は盛り上がりつつあるわけでございます。（拍手）憲法とは、ご承知のように国家存立の基本条件を定めた根本法でございます。すなわち、国の統治権、根本的な機関などの大原則を定めた基礎法で、他の法律・命令をもつて変更する事を許さない、国の最高法規である。国の最高法規でありますからこそ、われわれは憲法についての論議をしっかりとやらなければならぬ。そして、改めるべきはしっかりと改めなければならぬ。日本民族のために、そして日本民族が伝えてきた歴史と文化の名においてでござります。（拍手しきり）

かつて、第一次世界大戦の後に、ワイメーレ憲法というものが制定されました。これはドイツ帝国が崩壊をいたしましてから、一九一九年にワイメーレで開かれた国民議会で

成立したドイツ共和国の憲法であります。ナチスドイツが台頭する前の憲法でありますが、近代民主主義憲法の典型とされております。しかしながら、この憲法の寿命は短く、十数年にして滅んでしまいました。その事につきましては、ワイメーレ憲法はあまりにも抽象的であつて、かつ理想的に走りすぎたという批判がされている。これは皆さまがたのご承知の通りであります。

今朝、新聞に目を通しましたところ、ある大新聞の社説に、「歴史の反省と地獄的視野」という題で、次のような事が書かれておりました。欧米人の会合の席で、日本国憲法前文や第九条を英語で朗読すると、肅然として敬意を示す人はごく少数であつて、大多数の人々は、日本人とは何と非現実的な国民かといった、しらけた顔をする。彼等は東洋の一島国の歴史には関心を示さず、もっぱら国際政治のなかにおける日本の役割に期待をよせているのである。こうした現実を無視して、われらが平和憲法をみよと、自ら誇り高ぶる、いわゆる夜郎自大に走ることは、厳に戒めねばならない。その新聞は、こういう指摘をしているのです。大新聞ですら、憲法前文や第九条は、欧米人の間で心からの共感をもつて迎えられないといふ申しているのであります。（拍手）

戦後三十九年、日本国憲法施行以来、三十七周年目が今日でございますが、その間、一回の改正もなされなかつた。

憲法改正についての世界の動向をみると、欧米諸国においては、アメリカ、イタリア各五回、フランス八回、イスラエル三十三回、そして西ドイツは三十四回、ソ連に至っては五十一回も改正をしております。アジアにおいても、中国は戦後たびたび改正していますし、インドでは四十五回、パキスタンでも十九回という回数に及んでいるわけであります。憲法改正を論じることは、憲法批判だけしからぬ事だなどという、偏重した一部のマスコミの議論などは、世界的な情勢をみる限り、全くのはずれであります。（拍手）もし、改正がいけないとするならば、日本国憲法第六条に「この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、國民に提案してその承認を経なければならない」という規定がなぜ存在するのか。この規定は憲法改正を前提としたものではないのでしょうか。（拍手）われわれは日本民族のために、必要とあらばいつでも憲法改正の論議をまき起こし、目的を達成するまで、しっかりと歩みを進めていかなければなりませんと想います。（拍手）皆さん、憲法とは一国の歴史・文化・国民生活・国土に根ざしたものでなければなりません。昭和二十二年に施行された日本国憲法は、その意味においては占領政策に即して、アメリカ側が作った憲法を翻訳したものにすぎないのであります。われわれは、眞の日本国憲法を、今後も真剣に求めていこうではありませんか。（拍手）



改憲の世論を盛り上げるのは 政治家の責任

衆議院議員、元消防大学校長
自主憲法期成議員同盟代表 森 清

皆さまにまず訴えたい事は、独立国が自主的に作ったものでない憲法を持つてはいる事などあり得ないのに、これから自主憲法を作らなければならないというわが国は、何と情け無い国かということあります。（拍手）どんな事があっても、われわれは日本の力によって、日本人の人間によつて憲法を作りたい。これが自主憲の叫びであり、もとより私も、志を同じくする皆さまとともに、自主憲法制定に向かつて全力を傾けるつもりでございます。（拍手）

ご承知のように、わが国は敗戦後、連合国によつて占領されたわけですが、その時に國の基本法である憲法をマッカーサーから作れと命令され、政府は草案を作りました。しかし、総司令部に拒否され、この案で作れといつて示されたのが現憲法であります。

この憲法草案を受諾する時には、いろいろな議論がござ

が作られ、国民に発表されました。その時に衆議院は解散されておりましたので、総選挙が行われました。そのなかで、この憲法についての議論はほとんどなされておりません。つづいて国会において憲法の審議が行われたわけですが、ここでもどこがいいとかわるいとかの論議は、ほとんどなかつた。もっとも、すべての権限は最高司令官にあつたわけで、もし連合軍の占領の趣旨に反する言動をすれば、たちまち懲役十年であります。国会議員の身分も、たちどころにはぐ奪されてしまします。そういう状況でしたから、これはもう完全にマッカーサーの意のままになつた憲法であります。（拍手）これが憲法制定の実態でございます。

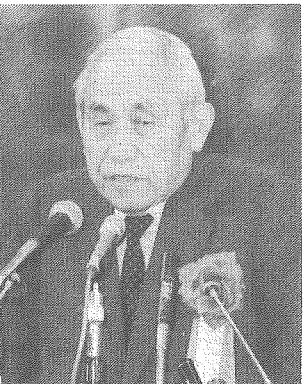
そこで、このような恥すべき憲法を持っているのに、捨てて省みないような国民の気持は、精神的に全く奴隸化されているわけで、それが戦後の混乱、教育の荒廃、道義の退廃などにすべてつながつていると、私はかように確信をいたしているのであります。（拍手）

したがつて、自主憲法期成議員同盟といったしましては、これからどのような方法で現在の困難な状況を打開していくか、大問題でございます。そこで、私はまず足もとを固めなくてはならないと思います。さきほど岸先生からも、「自由民主党に期待する」というお言葉をいただきました。私もその一員として、党内において、自主憲法を絶対に成立させなければならぬという機運を作りあげるのが、私

たちの最大の責任であろうと思ひます。（拍手）

とにかく、われわれは日本の本来のあり方に即し、長い伝統を持つ民族の魂を根本に据えながら、新しい憲法、本当の意味での日本の憲法を制定する、その草案作りに早急に取り組んで、これが自主憲法であるといつて示す責任がございます。その作業を早急に進めたいと思うのであります。（拍手）そして、そのような案を掲げて、われわれが広く国民に訴えようではありますか。今の憲法はこのようない憲法である。われわれが作ろうとする自主憲法はこうである。こゝして国民にアピールすれば、世論は必ず熟します。そうでなく、国民世論の熟するのを待つて、それから憲法改正をすればいいなどと言つならば、政治家はいります。（拍手）政治家は、国家のために何が必要か、国民のために何が必要か。それを擧げて国民を説得し、国民の賛同を得て行動してこそ、政治家ではありませんか。（拍手）「そうだ！」の声

最後になりましたが、私は憲法を大事にしたいと思うのです。社会党のいう違憲合憲論などは、全く憲法破壊論であります。（拍手）憲法否定論であります。（拍手）そういう暴論は論外といたしまして、私は本当の憲法を持ちたい。護憲とか改憲とかいう立場を越えて、これこそ日本の憲法だといえる憲法が欲しいのであります。（拍手）さらに前進する事をお誓いして、ご挨拶といたします。（拍手）



本当の憲法論議を！

世界経済調査会理事長

経済人代表 木 内 信 脩

私の肩書きは経済人代表となつておりますが、経済の話をする心持ちは毛頭ございません。私が今日お話したい事は、私の個人的な仕事として、日本は今、こういう憲法を持てばいいという、憲法を起草する仕事をやつてある、その事についてであります。始めたのは、ずっと前なのです

が、昨年の十一月七日付の「内外ニュース」というタブロイド版に、発表しております。すでに二十一回ほど書いております。これは本当は大変にむつかしい仕事ですけれど、思つたよりやさしいことがある。そもそもむつかしいなどと思うからいけないので、憲法というものは、あくまで庶民のものでなければ駄目です。国民がそうむつかしい事を考へるわけがないですから。つまり、日本という国はこうあるんだと。だから日本らしい憲法を持てばいいと。この一点に集約されるんです。今日のスローガンに、

「もどせ、日本の心」というのがあります。日本の心を表わしていないのが今の憲法です。（拍手）

そこで、日本らしい憲法は何かといふ事を考へてきたわけです、二十一回にわたつて。あと三回ほどで終わります。しかし、条文化した新憲法案を発表する気持ちはあります。条文を書きますと、文章のはしばしについて議論が起

こる。専門家はそれを好みますからね。

では、いつたい新憲法は何章あればいいのか。私どもの間でも、まだ結論は出ていませんが、場合によつては序章のほかに六章といったような、短い形がいいかと思つていらんです。そこで、どんな事を書いたか、あつさり申し上げますが、第一は約半年ですませるつもりだという、われわれの計画のあらましです。つづいては、この憲法はどういう理念、あるいは基本姿勢で作られているかといふ事で

すが、そこでわれわれはパラダイムという新しい言葉をつかいました。パラダイムというのは、ある思想が立つてゐる考え方の枠組をいうんですね。例えば明治憲法には、明治憲法のパラダイムがあり、現行憲法にもそれがあります。アメリカの憲法にも、フランス憲法にも、どこの憲法にも、それが立つてゐる考え方の枠組があるわけです。

われわれとしては、パラダイムを発表する前提として、割り切るべき問題を六つほど掲げました。第一が戦争放棄です。この割り切りは、自衛のための戦争は別だという理念でいけば、それですむわけです。第二は靖国神社参拝問題ともいわれる宗教問題ですが、日本における宗教は政治の邪魔をすることありません。宗教と一本化しているのが日本の政治です。ですから、政教分離という思想は、日本の憲法ではいらない。その事を述べてある条文は、すっぱり削除して、知らん顔をしていればいい。それがわれわれの考え方なんです。（拍手）

そのほか、割り切るべき事のなかには、民主主義があり、基本的人権というおかしな言葉もあります。また、政府の役割りとか何とかむつかしい問題がありまして、それらをいちいち割り切つてゐるんですが、もう一つ厄介な問題は、本当の憲法は不文律だと、私は思つてゐるという事です。憲法のなかの天皇さまとは、こういうものだという事はありますし、考えなければいけないけれど、それを憲法の

文章にして、国会で決議して決めるという性質のものじゃない。それは古来の日本の歴史が、自らそのなかにおいて決めたものです。その決めたものを、何が決まつてゐるかと悟るのが、国民の仕事なんです。だから法律というものは、本当は作るべきものじやなくて、発見すべきものなんです。そのなかで、しかし憲法というものは成文にしなければ國は動きませんから、その成文は不文律であるべき部分の下にある。つまり位の低い法律の一群があつて、その親方が憲法であると、私どもはこう思つてゐるんです。

そういう理念に立つて書いてゐるんですが、その理念が正しいから、皆さんぜひこうしろという態度はとりません。われわれはこう思うと。それを国民の皆さんで論議していくださないと、こういうつもりなんです。その意味では今日の「もどせ、日本の心」「おこせ、改憲論議」というスローガンは、まことにありがたい。せめて半年か一年、本当の憲法論議をやって、日本の国体、これからは国柄という言葉をつかつたほうがいいと思いますが、敗戦や何かで曇らされたいた国柄を、本当はこうだとわかれいいんですね。そうすれば、国民の大部分は、日本の憲法が非常に曲がったスタイルになつてゐる事に気付く。そして、その憲法でここまでこられたのは、つまり日本の国柄が素晴らしいからということもよく分かるでしょう。これからはそういう論議をしていただきたいと思います。（拍手）

改憲の声を もつと高らかにあげよう！



文化人代表 黒 敏 郎

作家

戦後すでに四十年近い歳月が流れました。中曾根総理は戦後体制の総決算という事を言われておりますが、私はこの占領政策の産んだ申し子である憲法が改正されない限りは、戦後体制の決算はあり得ないと思っている人間でございます。(拍手) 中曾根総理も、実はこの自主憲法期成議員同盟に名をつらねていらっしゃいますし、また、自ら改憲論者である事を言明なさっておられます。その中曾根総理をもつとしても、改憲を政治日程に上げないと表明していらっしゃる。それから、岸会長を中心に、国会議員の二百六十四名の先生方が、自主憲法期成議員同盟をお作りになつて、非常に精力的な活躍を続けていらっしゃる。この自主憲法制定国民会議も、皆さまの嘗々たる努力のもとに続けられており、私どももその弟分として、日本を守る国民会議というものを結成し、国民運動の盛り上がりを図つ

ているのであります。いまだに改憲の道は遠いのであります。いつたい、それはなぜでありますか。

私は、私を含めまして、憲法を改正しなければならないという声のあの方が、まだまだ足りないからだと思つておられます。(拍手) 私どもが日本を守る国民会議を三年前に結成した動機も、実はそこにございました。もっと活発に、もっと大きな声をあげようではないか。その悲願にこり固まって、今日まで活動をつづけてきたわけですが、しかし、まだ足りないと思つております。今日お集まりの皆さまは、すべて同志でありますから、「おこせ、改憲論議」のスローガンにふさわしく、お互いに今に倍する声をあげようではありませんか。(拍手)

今をおいて、憲法を改める時期はもうないのであります。日本国民の過半数は戦後生まれになつたわけで、生まれ落

ちた時から今の憲法がある。それを改めなければならないという気持ちにさせるのは、容易なわざではないのであります。戦後生まれないかたがたなら、今の憲法でない自主的な憲法を持つた時に、われわれの生活が、祖国がどうなるかという事に対する、明確な認識がござります。しかし、この憲法下で育つた若い人たちの間には、残念な事にそれがない 것입니다。(拍手)

そして、憲法というものは単なる法律問題ではございません。京都大学名誉教授の田中美知太郎博士がいみじくも喝破されましたように、「憲法は日本人の精神にかかる問題」なのであります。今の憲法がはびこっているために、どういう事が起つたか。最近の総理府の調査によりますと、世界各国の十八歳から二十四歳までの若者に、自分の利益を犠牲にしても、国の利益を優先させる気持ちがあるか、どうかというアンケートをいたしました。ところが、「ある」と答えた日本の若者は、たった十六・二%で、世界主要国の中では最低だったそうです。この数字を聞きました時に、私は慄然たる思いにとらわれました。つまり、今の日本の若い人達にとつては、國家の意識がなく、国というものは個人の幸福を犠牲にするものだという認識しかない。大変な誤りです。国というものは、個人個人の集合体でありまして、まず国がない限りは、個人の幸福といふものはないのです。(拍手) 今の憲法に欠落

している一番大きな精神的欠陥は、それが明確にされていないという事であります。(拍手)

その国家の中心にあるものは、わが日本国におきましては天皇であります。私どものグループは昨年と一昨年に統き、昨夜も前夜祭として憲法をめぐるシンポジュウムを開催いたしました。第一回、第二回は防衛問題でしたが、今回は第一条にうたわれている天皇の問題を取り上げたわけであります。防衛の問題もたしかに重大であり、第九条への論議も、もちろんなされなければなりません。しかし、防衛の問題は、軍事力を持って日本を守るということであります。日本を守るために、力だけでは足りないのであります。魂で守られなくてはならない。精神で守られなくてはならないのであります。(拍手) その魂、精神の中核にあるのは何か。私どもはそれが天皇であると考えております。(拍手) 今の天皇が、日本及び日本国民統合の象徴であるという、この象徴という言葉が、はたして適切であるかどうか。そういう議論もシンポジュウムの時になされました。象徴という曖昧な言葉でなく、少なくともそれは元首という言葉に換えられなければならない、という意見もございました。(拍手) とにかく日本におきましては、天皇というものが国民の魂の中核であるということを、これから改憲運動の上にも、ぜひ強く反映させていただきたいと、お願い申し上げる次第でございます。(拍手)



改憲のために 婦人も勉強しよう

日本婦人連合会会長

婦人代表 荒川綾

だけでございます。(拍手)

とおっしゃつていらっしゃいました。どうか皆さま、そのお言葉の通り、先生のお目の黒いうちに、さっそくにも改憲の段取りに運んでいただきたい「そうだ!」という声と、まずお願い申し上げます。(拍手)

ただ、この改憲をいたしますのが、非常にむつかしい。衆参各議員の三分の一が賛成し、それを国民投票にかけてとかいうようにがんじがらめになつてゐるようですから、どうしたらスムーズに改憲できるかという手法を、私ども婦人もどんどん勉強して参りたいと思います。(拍手)

それにつけましても、今朝の新聞をみましても、護憲、護憲で、この会の事はちよつとしか出ておりません。いま日本の国において、日本の精神をうたいあげ、国民意識を正しく導いているのは、サンケイ新聞と世界日報(拍手)

だけです。胸一杯になつて聞きました。もう一つ、今度は戦争未亡人の短歌をお聞き下さい。「この果てに君あるごとく思われて春の渚にしばしたたずむ」「かくばかりみにくき國になりたれば捧げし人のただに惜しまる」(拍手)本当に、なんて醜い日本になつてしまつたのでしょうか。どうか皆さま、かつての日本の精神を取り戻すためにも、こうした時代を刷新するためにも、国民の心のよりどころである憲法を、自主的に改正できるよう、皆さまのお力をぜひお借りしたいと存じます。(拍手)



真の平和のために 新しい憲法を!

国際勝共連合

青年代表 伊藤好子

●推進の言葉

毎年、この憲法記念日を迎えるたびに、憲法改正問題のむつかしさと、また同時に、この運動の必要性を痛切に感じる一人でもございます。(拍手)

国际共産主義は軍事力を背景に、日常茶飯事のようにテロを行つておりますが、目を転じて国内をみますとき、政局の安定と財政再建、そのための行政改革、これは非常に重要でございます。しかし、改革の根本となる憲法。それを改正せずして、日本を守る

ことができるでしょうか。現憲法といふものは、日本を弱体化するため、占領政策の一環として押し付けられたものでございます。今日では、憲法の行間の解釈によつて、国の防衛が考えられてはおります。たしかに、懸命の努力をし、維持されて参りました防衛問題ではございますが、果たしてどれだけ、私たちの願う国の防衛がなされているでしようか。もはや、これ以上この現憲法で、迫りきた

るきびしい内外情勢を乗り切ることは、不可能と私は思うのでございます。(拍手)

また皆さま、ご承知のように社会党は護憲を叫んでおります。実は私、恥ずかしい事に知らなかつたのでござります。それは当時の議事録にちゃんと載つております。それなのに、今は護憲を叫んでいる社会党。結局護憲運動といふのは、日本を弱体化して、共産主義革命に有利な状況を作るためにものと考えてもよいのではないでしようか。(拍手)ですから、護憲という言葉の背後にかくされた意図を見抜いて、私たちの願う、日本の真の平和と独立のための憲法を、日本の歴史・伝統を継承しながら、新しい世界のリーダーとなり得る二十一世紀の日本の憲法を、いまこそ実現すべき時であると感ずるのでございます。(拍手)



私の憲法改正意見

衆議院議員、元文部大臣・法務大臣
自由民主党憲法調査会会長

稻葉修

一、憲法改正はまずこの三つから

名論卓説をたくさんお聞きになつて、皆さまもお疲れでしょうかから、あまり長くやらない事に致します。（爆笑。拍手つづく）

実はこの会で記念講演をといわれた時、私は嫌だと言つたんです。（笑）昭和五十年、法務大臣のころにこの会に出で、ひどい目に遭つたからね（笑）と、ちゃんと理由をあげて……しかし、本当のところは、あれでもって憲法改正を唱える事は憲法違反ではないという論議が定着したようあります。（拍手）

とにかく、法の番人たる法務大臣が、憲法改正を目指す会議に出るとはけしからんじやないか、こういう議論なんですね。私は、どうして悪いんだと反問したわけです。た

しかに憲法を改正するなどいう国民の声もあるだろうと。しかし、憲法改正に賛成だという国民の声だつてあるじゃないか。国会にはいろいろな代表がいるのだから、その国民の声を代表して論議を戦わせるべきで、それでこそ言論の府ではないかと。こんな事がありまして、最近では憲法改正論を唱える事それ自体は、何ら差支えないという事になりました。御同慶の至りであります。（拍手）

さらに、これをもつと強くやって定着せしめたのは、奥野法務大臣であります。私はあの当時も党の憲法調査会会長でありましたから、よく知つてゐるのですが、あの人との論議は法律学上も、政治学上も、何ら間然するところがない。理路整然たるものであつたわけであります。

さて、私は昨年九月に、『これでも黙つていられるか』という小冊子を書きました。お読みいただいた方もあるかと

思いますが、そのなかで憲法改正論について、たしかに改正すべき点は多々あるだろうけれど、さしあたり急いでやらなければならん点は、三つじゃないかと申しました。

一つは、憲法第九条であります。自衛隊や日米安全保障条約について、合憲・違憲の両論が相半ばしているわけですが、私は自衛隊の存在と、日米安全保障条約により、四十年になんなんとする戦後の日本の平和は保たれてきたと思います。（拍手）あれがなかったとしたら、とうにやられていましたと、私は思つているんです。（拍手）その国の存立の基礎である、この安全保障に関する憲法の規定について、それぞれ相反する二つの議論があることは好ましくない。（「そうだ！」の声）しかば、どのように直すか。それは国民世論の示すところによれば、八十六%が自衛隊も日米安全保障条約も必要だといつてゐるのだから、二つとも合憲なんだということを、はつきりさせたらいいと思います。

（拍手）民社党などは、国会の決議で決めらいいじやないかと申しますが、いつたん決議してみたところで、反対論は残りますわな。非武装中立が正しいという解釈の政党があるんですから……。それでは、憲法上の定着は望めません。

だから私は、憲法第九条の一項はそのままでいいかも知れませんけれど、二項の「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。國の交戦権は、

これを認めない。」を削除して、「外国の不当な侵略に対しでは、これを排除するため軍隊を持つ。」と、簡単明瞭にしたらいいと言つてます。（拍手）ところが、そういうふうに明確に書くと、歯止めがなくなつて軍国主義になり、ついには軍事大国になる恐れがあるから駄目だという人が多い。大学の教授なんかが、そういう事を新聞に書いています。これは憲法調査会の承認を得ておりませんから、私の全くの私見ですが、防衛のための武力を持つと明確に書くと同時に、やはり軍事大国化しないような歯止めの規定を、第三項、第四項、第五項、第六項というぐあいに、きちんと書いたらどうだというのが私の主張です。（拍手）

では、どういう歯止めをするかというと、これはねえ、皆さんから叱咤を受けそうで、あまり言いたくないんだけどね（笑）、やはり日本単独の意志をもつてしては、海外派兵はしないということです。それを思い切つて書いたらどうだと。現在の武器の発達をみると、すでに一国だけでも武装して自國の安全を守るという事は、米国、ソ連は別として、夢物語になりつつある。ヨーロッパでは、EC（欧洲共同体）やNATO（北大西洋条約機構）のよつた、集団安全保障体制をとつておる。そうして、フランス、イタリア、ドイツ共和国連邦など、いずれの国も一国の主権の一部を、より高次元の国際機構に委譲することが出来るという、主権委譲規定を置いているわけですね。第二次世界

大戦の終了前までは、主権は唯一最高、絶対不可分のものであつたわけで、このように変わってきたということは、人類の進歩だと思いますね。これは大した事です。

日本国憲法は、大きな理想を掲げた、世界に先立つ進歩的な憲法だなんてよく言いますけれど、主権委譲規定がないなどという事は、手遅れな憲法、古めかしい憲法だと私は思いますね。（拍手）

さらに、私どもとして望ましい事は、世界永遠の平和、人類永遠の平和でありますけれども、これは世界が一つになる世界連邦国家の建設が実現した後に、初めて出来るものだと思っています。そしたら、やっぱり高い理想を掲げるという事で、日本国民は人類永遠の平和を希求するがゆえに、世界連邦国家の建設を指向するという規定がほしい（拍手）と、こう思つてあります。そして、世界国家が出来ればですよ、原爆、水爆などは世界連邦国家で管理して、アメリカにもソ連にも、どこにも持たせない事も出来ますからね。しかし、そういう事はなかなか実現しないでしようから、それまでの段階として、外国からの侵略に対しても、これを専守防衛するため軍備を持つというのが普通であつて、ただ、それが膨大化し、軍事大国にならないよう歯止めをつけたらいじやないかと、簡単にいふとそういうことあります。どうも勇ましい話じやなくて申し訳ないですかな。（笑）

三、二院制の撤廃も必要

もう一つは衆議院、参議院の二院制の問題ですが、私は二院制の必要はないように思つんですね。これが、アメリカ合衆国とか、ドイツ連邦共和国、ソビエト社会主義連邦共和国のように、複合国家だつたら、その連邦を構成する各州、各邦の代表者と、全国民の代表者と両院あつても意味のあることは認めます。しかし、单一国家で二院制度をとつてゐる例は、ほとんどなくなりました。デンマークは一九六三年の憲法改正で衆議院だけになつたし、それに次いでオランダ、ベルギーなどの単一国家では、みな一院制をとっていますね。

わが国では行政改革をやらなくちゃいかん、小さな政府、そして効率的な政府を作らないかんと問題になつてゐるのですから、まず立法府自らが無駄な事は省くということですべて範を示さなければ駄目です。行政府にだけ、小さくせい、小さくせいといつても、なんだ、人の事はやかましくいうけれど、自分のほうは何もしないじやないかと、そつぱを向かれるからね、やっぱり立法府が率先垂範すべきだと思ひます。（拍手）

以上、三点について意見を述べましたが、これはあくまで私見にすぎません。演題の通り「私の憲法改正意見」です。その他もありますが、まあ、長くなりますが。（笑）

二、権利・自由についての制限条件

それからもう一つは、憲法の第三章でございまして、近代憲法上、国民の権利・義務というところは、どこの国憲法でも重視されております。この日本国憲法第三章をみると、どうも個人主義哲学に基づいているようです。もちろん全体主義であつては困るけれども、個人と個人の形成する国家との関係がね、個人が先で国家が後というような思想で貫かれておりますから、権利の乱用がうんと行われるわけです。それをセーブするために、公共の福祉という概念を持ってきて、「公共の福祉に反しない限り」としているけれども、その「公共の福祉」ということが、なかなかむつかしい。結局それは国会で決めるんでしょう。例えば青少年の健全な育成のため、害毒を流すような書物はなるべくセーブするのは公共の福祉であると、国会は多数決で決める。国民の憲法上で保障された権利・自由が、過半数でもつて議決され、制限されていくという事は、憲法が実質的に過半数で改正される事にひとしい。かつてのナチスドイツのように、国会の多数決で国民の権利・自由を制限するような法律を作つて、憲法を骨抜きにしてしまう危険があるから、私は憲法第三章の権利・自由についても、ある程度の憲法上の制限条件をつけておいたらしいと思うわけです。

東京に民間放送の支社長会議というのがあって、そこで百人ばかりの前で、今みたいなことを話したら、みんなウーンといつて反対はないんだ。こんな重大な事を独断でいつて間違つてちや困るから、どうですかときいたら、いや、間違つてないよう思いますと、こついうんだな、みんな。（拍手）それじゃ、憲法改正はまるで話にならないような事はいわずに、マスコミもやってくれよといったんですね、そしたらやるような顔をしていただけれど、實際はちつともやらないね。（笑）それだけでなく、邪魔をするね。（笑）困つたものだ。（笑）

われわれの自由民主党の憲法調査会はですね、今の憲法は有效地に存在しているんだという前提で、憲法第九十六条の改正手続きを経て、そうして国会で三分の二の賛成を得てやるんだというのが建て前です。三分の二の議席を自由民主党だけでとれないなら、自衛隊は合憲だと認めるといつて民社党はもちろん、公明党ぐらいまでは入れてね。

はじめに申しましたように、例え第一項の改正にしても、歯止めはキチンとつけてあるのだから、この辺のところに歩み寄つたらどうだと、こういう事も説得し得る段階にまできたのではないか、そのように思うのであります。終わります。ありがとうございました。（拍手）

（大会決議）

大會決議

一、我々は、「改憲は、戦後の総決算」とのスローガンのもと、わが国の国情と時代にふさわしい自主憲法を早期に制定し、もつて民族の悲願実現を期す。

一、我々は、自由民主党が、結党以来の重要な政綱である「自主憲法制定」を、年頭の党大会で決議・宣言・運動方針に掲げたとおり、党が率先して、一大啓発運動に取り組むよう、ここに要請する。

右 決 議 す る

昭和五十九年五月三日

自主憲法制定国民大会

（上掲の大会決議文を、佛所護念会青年部の坂尾光康君にお願いいたします。）

司会者　ただいま朗読いたしました決議案を、今大会の決議として採択するに、ご異議ありませんか。（盛大な拍手）ありがとうございます。万雷の如きございました。万雷の如き拍手をもって、大会決議はここに採択されました。

なお、この決議には自由民主党に対する要望も含まれておりますので、本会の岸会長から村田国民運動本部長にお手渡しいただき、党へご伝達願いたいと思ひます。（大拍手つづく）

●閉会の辞 日本の心を顕現した 憲法を作ろう

日本郷友連盟会長

廣瀬榮一

本日は由緒ふかい明治神宮会館におきまして、各界の諸先生がたのご来臨をいただき、また、国を愛する同志各位多数のご参加を得まして、自主憲法制定国民大会が、かくも盛大に行われました事は、ご同慶の至りであります。

憲法は、申すまでもなく國の基本法であります。したがいまして、國民の意志の反映であり、國体、國柄を顕現すべきものですから、自らの手で作らなければなりません。

（拍手）その事はさきほどから、諸先生がたのひとしく指摘され、ご教示されたところであります。

また、ご参会の皆さまがたのご同意を得て、大会決議がなされた事は、國民の意志を端的に表明したものとして、大変に意義ふかかったと思います。私どもが祖国日本の永遠の発展を祈るためには、一日も早く日本の心を顕現した憲法を持たなくてはなりません。本日の、この感激を胸にいだき、誓いを新たにして、本運動の推進のため、挺身する事を誓うものであります。（拍手）

最後になりましたが、本日ご来臨いただきました各界の

先生がた、かくも多数ご参会いただきました皆さま、そして本会場をご提供下さいました明治神宮ご当局に対しまして、心から厚くお礼を申し上げます。（拍手）

以上をもちまして、本大会の閉会の言葉に代えさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

●万歳三唱　明治神宮宮司　高澤信一郎

それでは、ご指名でございますので、天皇陛下の万歳三唱の音頭をとらせていただきます。

本年は天皇さま、御大婚六十年をお迎えになりまして、國をあげてお祝いを申し上げたい気持でいっぱいです。またけれど、現憲法下ではなかなかむつかしいことで、まことに残念でございます。しかし、本日のこの会は、ゆくりなくも御大婚六十年のお祝いともなりました。さらに本当の憲法を、何よりの贈り物として、一日も早く差し上げたいと存じます。（拍手）皆さま、いかがでございましたようか。（拍手）

この会場は、明治天皇さま、昭憲皇太后さまもご照覧の聖域でございます。お爺さまの天皇さまにもお喜びいただいだく、力強く万歳を三唱いたしましょう。

天皇陛下万歳！　万歳！　万歳！　（全員による高らかな万歳三唱終る）どうもありがとうございました。（拍手）

盛会御礼

去る五月三日、明治神宮会館において挙行されました「第十五回

自主憲法制定国民大会」は、終始熱氣溢れる満席の盛況裡に、無事終了いたしました。

これも、心ある皆様方の御熱意と御芳情によるものと、執行部・事務局一同、心より厚く御礼申上げます。

なお、気運上昇の折柄、この運動に一層の御理解・御尽力を賜りますよう御願い申し上げます。

昭和五十九年六月吉日

主催 自主憲法制定国民会議

会長 岸 信介
理事長 植 竹 春 彦
世話人、役員一同
常任理事、役員一同

編集後記

▼事務局では、毎年のことながら、果たしてどの程度の聴衆が来られるか不安につつまれます。

▼護憲派など左翼は、上からの命令で労組などに人数を割り当てることができます

ができますが、それでも護憲集会は毎年、満席どころか空席が目立つと聞いております。また野党の首脳が

当日街頭で風船やビラなど配つて呼びかけても、道行く人の反応は少な

く、ただ左翼系大新聞がことさら大きく書きたてるだけのことです。

▼これに對して、われわれの改憲集会は、毎年、二～三千人の会場を埋めつくしておりますが、自由主義社

会に立つわれわれの場合は、加盟団体があつても強引に人数を割り当てることはできず、動員のお金を出すわけではありませんから、事務局では、ひたすら各団体の国を憂えるお

氣持ちに期待するほかなく、その上五月の連休時は、加盟団体それぞれ行事の多い時期なので、あまりご無理なお願いもできません。

▼そこで、当会では、数日前から、街頭宣伝車を巡回させるなどして、国民の皆さんに呼びかけております

が、それだけに、幕があいて満席の会場を見渡すとき、まことに涙のこぼれる思いです。同志の皆さん、この国民運動に一層の御協力を。（清原）

憲法 第十五回国民大会報告号

発行日 昭和五十九年六月二十日

編集事務局長 清原淳平

発行人

自主憲法制定国民会議

〒106港区六本木七一三一二

ラポール乃木坂一〇三

電話 五八一一一九二番

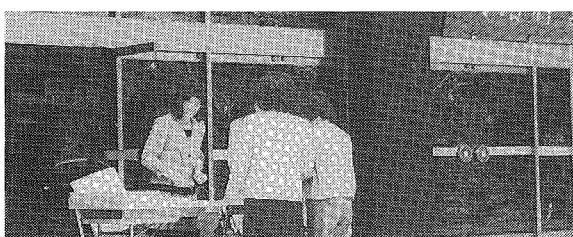
振替 東京六一二二八七九

定価 三百円（送料七十円）

・自主憲第702号 禁無断転載



▲大会会場・明治神宮会館へ向かう岸信介会長



◀今年も熱心な女性参会者が多い

▶大会がスムーズに行われるよう、早朝から綿密な打合せが行われる

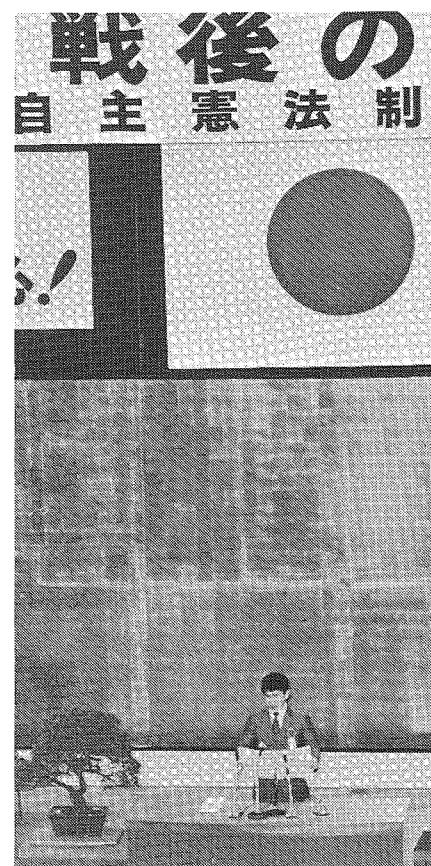
▼記念講演までのひととき、ロビーで憩う参会者





▲明治神宮宮司高澤信一郎氏の発声で万歳三唱

▼大衆に参加を呼びかける街頭宣伝車は、今年も東京中を駆け巡った



◀大会決議文を朗読する坂尾光康氏



▲閉会の辞を述べる広瀬栄一氏



▲熱気あふれる
会場風景

